

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>III-3-6-1 について、「主要行等」とは、いわゆる主要行および新生銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行を指すとの理解で良いか（監督指針 I-2-(2)-(注2)）。（※すなわち、国内基準行である信託銀行は対象外との理解で良いか）</p>	<p>ご認識のとおり、主要行等とは、いわゆる主要行及び SBI 新生銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行を指します。</p> <p>また、今回の改正はバーゼル銀行監督委員会が策定する国際統一基準に基づき国内実施される自己資本比率規制と同様、連結ベースで適用される（V-1(3)参照）ものであり、主要行等及び国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む）を親会社に持つ国内基準行である信託銀行は対象になります。</p>
2	<p>III-3-6-2 について、オペレジの確保に向けた経営陣のコミットメントについて、「主な着眼点」(1)の①から④の主語が「取締役会等」となっているが、委員会設置会社の場合は、経営会議等「執行サイド」における意思決定と理解すればいいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>III-3-6-1 について、「国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む）」とあるが、主要行等向け監督指針は主要行等が対象であるため、主要行以外の国際統一基準行および最終指定親会社に適用するためには、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針および金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正も必要ではないか。あるいは、それらを改正しなくとも、主要行等向け監督指針は適用されとの理解か。</p>	<p>今回の改正は、主要行等以外の国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む）においても、オペレーショナル・レジリエンスの確保に留意する必要がある旨を示したものです。</p> <p>また、各業態における監督指針の改正については、今後、検討を行ってまいります。</p>
4	<p>今回のパブリックコメント募集は主要行等向けの総合的な監督指針だけに絞るのですか。地方銀行、信用金庫および信用組合においてもオペレーショナル・レジリエンス（業務の強靭性・復旧力）確保</p>	

	<p>は求められていると考える。また、ディスカッション・ペーパー「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」の内容からしても中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正することにより、地域金融機関の経営陣には是非熟読していただき、自金融機関のオペレジの基本動作に取り組んでいただき、想定外の事象が生じた際に備えていただくようお願いしたい。</p> <p>本件について、金融庁は地域金融機関に甘くないか。地方に住んで、地域金融機関をメインバンクしている者としては看過できない。そして、地域金融機関には気の毒な点もあるが、事業再生やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策だけでなく、オペレーショナル・レジリエンス確保も経営陣の重要な役割であることを浸透させ、周知徹底してもらいたい。</p>	
5	<p>主な着眼点 (1) オペレーショナル・リスク管理態勢 (3 ページ) の「3 線防衛態勢」は、「IIA の 3 つのディフェンスライン」を想起させるが、2020 年 7 月に「IIA の 3 ラインモデル」※に改訂されている。ここで、あえて「防衛」を使用することで、「等」が付され、限定的な表記となつてはいないものの、オペレーショナル・リスク管理態勢の攻めと守りの機能の攻めの部分は重視しないという誤ったメッセージとして受け止められる恐れがある。「IIA の 3 ラインモデル」を例にすれば、「原則 6：価値の創造と保全」の「価値の創造」は、金融機関を取り巻く環境が急速に変化する中、重要な機能であり、その部分にも光を当てた（あるいは閉ざさない）メッセージとした方がよいと思われる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。ディスカッション・ペーパーや監督指針改正案でお示ししている「3 線防衛態勢」は、2021 年 3 月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則（改訂版）」で用いられた用語（three lines of defense）を踏まえたものとなっております。</p>

	<p>既に公表されている「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」でも「3線防衛態勢」は使用されているが、こちらはあくまでディスカッション・ペーパーであり、広くオープンで活発な議論を喚起することを目的としており、「主要行等向けの総合的な監督指針」とは位置づけは異なる。また、ディスカッション・ペーパーはその時点のものであり、時系列的にも問題はないと思われ、公表の前文の「今般、同ディスカッション・ペーパーの趣旨を踏まえ、」については、趣旨の明確化を図ったとの整理とすればよいのではないかと。</p> <p>※ https://www.iiajapan.com/leg/pdf/data/iia/2020.07.1.Three-Lines-Model-Updated-Japanese.pdf</p>	
6	<p>意義（6ページ）の「オペレーショナル・レジリエンスとは、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生しても、金融機関が重要な業務（注1）を、最低限維持すべき耐性度（注2）において、提供し続ける能力をいう。」について、「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」</p> <p>2. 国内外の環境変化（9ページ）に、「ロシアによるウクライナ侵略を受け、サイバーセキュリティ上の脅威や地政学リスクの高まりについても、引き続き注意が必要である。」とあり、「地政学リスク」もリスク列挙の中に含めた記載としてはいかがか。バーゼル銀行監督委員会による「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」における定義を踏襲しているものと思われるが、わが国の地</p>	<p>貴重なご意見として承ります。ディスカッション・ペーパーでお示ししているとおり、地政学リスクも注意すべきリスクのひとつであり、原案の定義の「等」に含まれております。</p>

	政学リスクに対する脆弱性に鑑みれば、追加することに意味はあると思われる。	
7	「オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスクを含む。）」と記載している箇所と、単に「オペレーショナル・リスク」と記載している箇所と、意味するところに違いはあるのか。ないのであれば、合わせるべきなのではないか。	「オペレーショナル・リスク」という用語が初出の際には、わかりやすさの観点から、「オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスクを含む。）」と記載しております。他方で、再出する際には単に「オペレーショナル・リスク」と記載しております。
8	改正後の III-2-3-7-1「(サイバー攻撃によるものを含む)」は「(サイバー攻撃によるものを含む。）」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえて文言を修正いたしました。
9	改正後の III-2-3-7-1「金融機関の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、」は「金融機関の役職員が正確な事務を怠り、又は事故・不正等を起こすことにより、」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえて文言を以下のとおり修正いたしました。 「金融機関の役職員が正確な事務を怠ること、又は事故・不正等を起こすことにより、」
10	改正後の III-2-3-7-1「金融機関」と「銀行」の語はどのように使い分けているのか。	ご指摘を踏まえて文言を「金融機関」に統一いたしました。
11	改正後の III-2-3-7-2 (3) 注「(二段階以上の委託を含む)」は「二段階以上の委託先を含む。）」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえて文言を修正いたしました。
12	新設する III-3-6-1「オペレーショナル・レジリエンス とは」は「オペレーショナル・レジリエンスとは」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえて文言を修正いたしました。
13	新設する III-3-6-1「サイバー攻撃の増大、大規模な自然災害の増大」は、何が「増大」するのか明らかにしないと日本語として適切ではないのではないのか。 (例：件数、リスク、規模、頻度、影響度)	当該文言は、サイバー攻撃や大規模な自然災害の件数が増加していることを示すものです。ご指摘を踏まえて「サイバー攻撃や大規模な自然災害の増加」と修正いたしました。

14	<p>新設する III-3-6-1 の注 4「などに規定する体制をいう」は「等に規定する体制をいう」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて文言を修正いたしました。</p>
15	<p>III-2-3-7-2 のオペレーショナル・リスク管理態勢について、「主要な商品や業務プロセス、システムに内在するオペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、削減・移転するための戦略を策定しているか。」とある。</p> <p>一般的に、リスク管理には削減・移転の他に「回避（リスクを顕在化させる業務を行わない）」と「保有（リスクの存在を許容し、何も対策をしないでリスク顕在化による損失を負担する）」がある。</p> <p>上記の「・・・管理し、かつ、削減・移転するための戦略を策定しているか。」との記載では、リスク管理の手法として「回避」・「保有」を排除し、どのようなリスクも「削減」又は「移転」しなければならないと解釈できる。この項目の主旨は、「回避」・「保有」（特に「保有」）を含めた、適切なリスク管理の戦略の策定を求めているものと考えるので、上記の記載を「・・・把握し、リスクの削減や移転を含む管理戦略を策定しているか。」等としてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。リスクの「回避（リスクを顕在化させる業務を行わない）」については、リスクを削減するための戦略の策定に含まれています。</p> <p>リスクの「保有（リスクの存在を許容し、何も対策をしないでリスク顕在化による損失を負担する）」については、リスクの管理に含まれています。すなわち、オペレーショナル・リスク相当額を把握した上で、リスクが顕在化した場合の損失を吸収するための所要の自己資本を積むことも、リスク管理に含まれています。</p>
16	<p>改正案の基本的方針に賛成する。ただ、昨今主要行において勘定系システムのトラブルがやや頻発している状況に鑑み、オペレーショナル・リスク及びオペレーショナル・レジリエンスについて、勘定系システムの重要性をより強調した表記にするのが良い。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>